

食安輸発第0301004号  
平成19年3月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 中国産うずら卵の取扱いについて

中国産うずら卵の輸入時検査については、「平成18年度輸入食品等モニタリング計画」（平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号別添）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者等による自主検査の結果、複数の製造者が製造した中国産うずら卵の加工品から、サリノマイシンが検出されたとの情報を得たところです。

については、今後、中国産うずら卵及びその加工品の届出があった場合には、輸入者に対し、輸入の都度、貨物を保留しサリノマイシンの自主検査を実施するよう指導願います。

未加工のうずら卵の基準値である0.02ppm を超えてサリノマイシンを検出した場合にあっては、輸入者に対し、未加工のうずら卵における残留値又は残留値が不明な場合は、残留値の推定に資するための製造工程における歩留まり等について説明を求めた上で、食品衛生法の適否について判定願います。

なお、サリノマイシンの検査方法については、平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」の HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）及び食品衛生学雑誌 Vol. 36, No. 6, 725-730(1995)を参考とし、検出限界0.02ppm 以下で、適正な精度管理が行われた方法で実施するよう指導願います。